

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第6回）

1 日時 令和8年9月7日（月）17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、北澤構成員、清水構成員、
中原構成員、鎮目構成員

（2）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（3）総務省

渋谷大臣官房総括審議官、河野大臣官房審議官、寺岡情報通信政策課長、石谷情報
流通振興課長、相川情報流通適正化推進室長、大磯制度企画室長、大内制度企画室
課長補佐、白水制度企画室課長補佐

4 議事

（1）検討課題3（手続の過程で得た情報の適切な取扱い）に関する論点について

（2）検討課題2（発信者情報開示請求への対応の合理化（意見照会の在り方））に関す
る論点について

（3）その他

【曾我部主査】

定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループの第6回会合を開催いたします。本日も、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の会合につきましては、これまでのヒアリング等における構成員限りの情報を扱う可能性があるため、非公開で開催いたします。議事に入ります前に、事務局から連絡事項のご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず先ほど曾我部主査からありましたとおり、本日の会議は非公開としておりますので、その点ご了承ください。なお、後日議事概要を公開する予定です。

次に、事務局の職員の異動についてお知らせします。先月から大臣官房総括審議官の渋谷、情報流通行政局審議官の河野及び情報流通振興課長の石谷がそれぞれ着任しております。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料6－1から6－3、参考資料6－1を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し出ください。

続きまして、開催要綱の改正についてお知らせいたします。事務局を担当する総務省の体制変更、及び構成員の肩書の変更があったため、開催要綱の「6 その他」及び別紙を参考資料6－1のとおり改正しておりますのでお知らせいたします。

最後になりましたが、本日、上沼構成員におかれては遅れてのご出席、垣内構成員におかれてはご欠席と伺っておりますのでお知らせいたします。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。議事に先立ちまして、今後の会合の開催予定について、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【大内補佐】

事務局から資料6－1に沿いまして、ご連絡をさせていただきます。第6回会合から第8回会合におきましては、構成員の出欠予定、各議題の所要時間も踏まえまして、第5回会合でお示ししております発信者情報開示ワーキンググループにおける検討の論点整理に記載されている各検討課題を以下の順番で扱う予定でございます。9月7日、本日の会合では検討課題3及び検討課題2の一部、9月14日の会合においては検討課題1、10月1日に予定されている会合におきましては検討課題2、以上の順番で扱いたいと思っております。

また、構成員限りの情報も踏まえ充実した議論を行うべく、各会合においては非公開での開催とし、配布資料及び議事概要については非公開情報を除き、後日公開させていただきます。

く予定でございます。事務局からのご説明は以上となります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。急ピッチでの開催となりますけれども、構成員の先生方、よろしくお願いいたします。

では本日の議事に入りたいと思います。本日は、議事が三点ありまして、1点目が検討課題3に関する論点について、2点目が検討課題2に関する論点について、3点目がその他となっております。本日の議事はそれぞれご説明の後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

では、まず議事の1ですね。検討課題3に関する論点についてというところで、こちらまずは事務局から資料のご説明をいただきます。お願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。資料6-2についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。本ワーキンググループにおける主な検討課題の3点目として「手続の過程で得た情報の適切な取扱い」が挙げられております。この点につきまして、これまで過去のワーキンググループにおいてご議論をいただきまして、3ページ目のとおり、第5回のワーキンググループにて検討の論点を整理いただいております。

検討の論点では1つ目として、手続の過程で得た情報を公表する等の行為については基本的には発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないか。2つ目として、現行法の下での対応に課題はあるか等について更に検討を進める必要があるのではないかというところが検討の論点となっております。

続いて、4ページです。第4回会合における主なご意見としまして、大谷構成員から、発信者情報が晒されることがないように、損害賠償請求を行う等の必要な手続にのみ発信者情報開示を利用できる制約を設けることはできるかなど、制度上の法策を引き続き検討すべきといったご意見をいただいたほか、鎮目構成員から、どのような利益が害されるおそれがあるのかという点について慎重に検討していく必要があるということ、そして、もし制度の信頼の保護として整理する場合も、信頼が害されることによって実際にどのような弊害が生じるのかという点について説明が必要であること等のコメントをいただいております。

また、上沼構成員、清水構成員から、現行法の枠組みを超えて、発信者情報の晒し行為について特別の制裁が必要かという点について改めて検討が必要であるというご意見もいただいております。これらも踏まえて今回、議論をいただければと考えております。

続いて、5ページです。こちらにおいて、プロバイダ責任制限法が制定された2001年以降のインターネット利用を取り巻く状況の変化についてお示しをしております。インターネットの利用状況の変化については、2001年に個人のインターネット利用率が46.3%であったのに対し、2025年には85.7%に上がっております。また、インターネット利用率の年齢階層別で見た場合においても、各年齢層で9割を超えているほか、中高年層における

主要な SNS 等の利用率も増加していることが分かっております。また、発信者情報開示制度の利用の拡大も指摘されております。1 つ目のポツになりますけれど、違法・有害情報相談センターで受け付けた相談件数のうち、発信者の特定方法を知りたいという相談が、全体の 22.9%を占める 1,540 件であったほか、裁判所に対する非訟手続の年間の申立件数も令和 5 年から令和 7 年の間で約 2.5 倍に増加しております。

続いて、6 ページです。この論点に関する部分で、手続の過程で取得したと考えられる情報を SNS 等で公表した事例として、例えば以下のような事例が確認されております。1 つ目として、誹謗中傷の被侵害者が発信者の情報を発信者情報開示請求により取得した上で、当該発信者の氏名を SNS 上で投稿し、公表したと考えられる事例。2 つ目として、被侵害者が開示請求により取得した発信者の氏名、生年月日、住所等の情報をインターネット掲示板で公表したと考えられる事例。3 つ目として、被侵害者が開示請求により取得した発信者の氏名等の情報を有料ブログ記事にて販売したと考えられる事例。4 つ目として、誹謗中傷への対応策として開示請求で取得した発信者情報をインターネット上に公表するための手順を体系化し、実際に開示請求で取得した発信者情報を公表するとともに、公表を推奨する記事を SNS 上で投稿したと考えられる事例。5 つ目として、一定の拡散力を有する者が、誹謗中傷の被侵害者による開示請求によって取得した発信者の氏名を公表した SNS 上の投稿を引用投稿する等して拡散させたと考えられる事例。こういったものが確認されております。

続いて、7 ページです。こちらに現行規定を記載しております。情報流通プラットフォーム対処法においては第 7 条において、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉、又は生活の平穩を害する行為をしてはならないと規定されております。こちらについて逐条解説においては、法律上認められた被害回復の措置をとる目的以外の目的で用いることにより、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという民事上の義務を定めたものであるということ、そして、具体的には発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対して嫌がらせ、脅迫等の行為に及んだ場合などが考えられるとされております。

続いて、8 ページです。こちらは同じく情報流通プラットフォーム対処法の第 5 条、発信者情報開示請求権の規定を記載しております。発信者情報開示請求の要件として、第 1 項第 2 号で、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときというのが記載されております。

続いて、9 ページで同条の逐条解説を抜粋しています。発信者情報は、発信者のプライバシー及び匿名表現の自由、場合によっては通信の秘密として保護されるべき情報であるから、正当な理由もないのに発信者の意に反して情報の開示がなされることがあってはならないことは当然であり、この第 5 条第 1 項及び第 2 項は、一定の厳格な要件が満たされる場合には、当該開示関係役務提供者に課せられた守秘義務が解除され、その結果、自己の権利を侵害されたとする者が発信者情報の開示を請求することができる旨を法定するも

のであるとされております。2つ目になりますが、例えば不当な自力救済等を目的とする発信者情報開示請求権の濫用のおそれがある場合は、開示請求者に発信者情報の開示を受ける利益が認められず、発信者情報を入手する合理的な必要性を欠くということが記載をされております。

続いて、10 ページです。こちらは、刑法の名誉毀損罪及び侮辱罪の規定を載せております。こちらは、いずれも親告罪となっております。この点につきまして、条解刑法におきましては、名誉毀損罪及び侮辱罪については、被害者の意思を無視して訴追しなければならないほど法益侵害の程度が大きいとは言えないこと、公訴が提起された場合には事件に関する事情が法廷において明らかになり、改めて被害者の名誉を害するおそれがあることから、公訴の提起を被害者の意思に係らせているという説明がなされております。

続いて、11 ページです。発信者情報開示請求の手続の過程で取得したと考えられる情報について、SNS で公表するということによって、プロバイダにおいて発信者情報開示による二次被害発生リスクを念頭に、裁判手続において慎重な対応を行う必要が生じている等の指摘がなされております。第2回、X Corp. の代理人のご説明の中でも、発信者情報開示請求が、他者を威圧したり、批判者を沈黙させたりする手段として利用する事例も散見されているところ、プラットフォームとしては、各訴訟を慎重に審査し、真正かつ正当な請求のみを処理することが一層重要になるというご説明がありました。また第3回、Google LLC の代理人からも、開示した情報が思わぬところで利用されるという懸念もあり、申立ての中には、自己の経済的利益のために、手続の過程や結果をウェブ上で有償で配布するような方も出てきているといったご説明がございました。

続いて、12 ページです。これらを踏まえまして、ご議論いただきたい事項をまとめております。1つ目として、発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報を SNS 等で公表する行為により、どのような利益が害されるか、またプライバシーや名誉権以外の要素も考えられるか。2つ目として、発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報を SNS 等で公表する行為について、現行法の枠組みを超えた対応が必要か。3つ目として、発信者情報開示請求の手続の過程で取得した情報を SNS 等で公表する行為は一律に問題視すべきか、許容すべき場合はあるか、あるとすればどのような場合か。以上の点についてご議論いただければと思います。よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。そうしましたら、ただいまのご説明について議論をしたいと思います。構成員の方々からご意見等ございましたら、チャット機能にてご発言希望お知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

お待ちしている間に、私から細かい点で1つあるのですが、現行法でも開示された情報を不当に利用してはならないという規定があるわけですが、これがどれぐらい周知されているのかという話で、テレコムサービス協会の書式を見ると、開示の通知書に注意事項として、当該発信者情報をみだりに用いて不当に発信者の名誉、又は生活の平穩

を害する行為は禁じられていますという注意書きがあつて、周知を試みているわけですが、先ほどのプロバイダからのご意見ですね、そういう濫用、晒し等を懸念されている事業者は、おそらくこのテレサ協の書式を使ってないのではないかと思いますけども、そういった事業者は独自にこの規定について周知されているのかというのが、もしお分かりであれば教えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。主査から今お尋ねをいただいた点につきましては、現時点では直ちに我々の方からご説明できる事項はないところでございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。1つの対策としては、まずは周知をするということが考えられるかと思しますので、テレサ協の書式も、もう少し、損害賠償請求を受けるおそれがある等強めにするとか、あるいはそもそもこういった書式を使ってないところも、しっかり開示の際に周知するという事はまずもって必要なと思しますので、またこれも1つご検討いただければと思います。

それでは清水先生お願いします。

【清水構成員】

今のご指摘の点は私が知る限りでは、特に海外のCPはそういう案内はしてないのではないかなと思います。また、多くのAPは開示する際に、開示された情報をみだりに用いてはいけませんよということは、一応書いていることが多いなという印象です。私の知る限りで回答させていただきます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。周知されてないとのことであれば、まずはそういうことをご注意いただくということかなと思います。

では続きまして、鎮目先生お願いします。

【鎮目構成員】

ありがとうございます。この論点としてご提示いただいた事柄の1と2の両方に関わる点なのかもしれませんが、このプライバシーや名誉権以外の要素も考えられるかという点と、現行法の枠組みを超えた対応が必要かという点でありまして、単に氏名住所を公表するのではなくて、例えばその氏名住所の者が私に対して匿名で誹謗中傷を行っていたところ、発信者情報を得たので晒しのような書き込みをした場合は、これは刑法の名誉毀損にも該当するケースがないわけではないように思われます。そういたしますと、現行法でも、刑事罰の担保がなされているのだということになると、先ほど曾我部先生からもご指摘があった点とも関わるのですが、例えば、総務省や警察が具体的な事例を挙げながら、開示請求で得た情報を晒す行為を行った場合に、名誉毀損として処罰される可能性もあるのでやめるように、という啓発をまず行うといった措置にとどめるということも、現時点での対応としてはあり得なくはないかと思います。しかしやはり、非常に由々しき事態に

至っており、不十分だということになるのだといたしますと、論点の1つ目に関わってくるのかとは思いますが、こういった他の利益侵害を観念し得るかというその前提として、まず名誉毀損等の現行刑罰による対応は、これは可能なのか、あるいは不十分なのかと、そういった点についてのご説明をいただけるといいかなと思います。もし、現行刑罰だと不十分だということになる、そういうご認識であるとしたら、事務局において若干その点補足をいただけるとありがたいと存じます。

それから、もう1点ですが、その上で、この1のですね、他の利益侵害も想定可能かという点につきましては、前回の会合でも若干申し上げましたが、発信者情報開示制度に対する信頼といった、いわゆる社会的な法益を想定して、それに対する侵害あるいは危険惹起を根拠に、晒し行為に対する制裁による抑止の必要性というものを論ずるということは十分あり得ると思います。しかし、それを考える場合は、単に開示制度の趣旨に適合しないというのではおそらく不十分であって、具体的にそれが制度の機能不全などをもたらすというおそれがあるということを、やはり具体的に説明することが必要かと思います。資料の中で、プロバイダが開示する際に晒しを懸念するといったご指摘があったかと思いますが、開示をする側が晒しを恐れて、開示が適切に行われなくなるといった実態が現実に存在するということがあって、そうすると晒しによって開示制度に対する信頼が損なわれて、その円滑な運用が著しく阻害されるおそれがあると、そういった深刻な実態が本当に存在するのかということを確認する必要があるのではないかなと思います。長くなりましたが、コメントは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。事務局の方から補足等あればお願いできますでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。鎮目先生、コメントをいただきましてありがとうございます。名誉毀損罪の成否等の点についてコメントをいただいたところでございますけれども、今回お示ししている6ページの事案等について、名誉毀損あるいはその他刑法上の侮辱といった犯罪が成立するのか、あるいは、権利侵害が成立し、それによって民事上の救済が十分に図られるかといったところについても、各構成員の皆様においてご議論をいただければと考えております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では次に北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤です。私の方から3点申し上げたいと思います。まず1点目ですけれども、先ほど鎮目先生からご指摘ありましたとおり、資料の11ページで、国外事業者の代理人の方のご発言が紹介されております。私は国内事業者の代理人しか経験はないのですが、基本的に各ご発言について私も同じ感覚を抱きました。第2回に私の報告で開示請求案件の

認容率の低さについて報告をさせていただきましたけれども、プロバイダ側で対応していると、どうしてもスラップのように感じることや、単なる批判を潰そうとしているのではないかと感じる、それも含めて、例えば開示する時も、この情報がどう扱われるのかという懸念を覚えるケースというのはよくあります。ですので、例えば今回問題になっている晒し行為について、適切に規制がされてない状況ですと、それによって例えば具体的にプロバイダの対応がどう変わったかというのは各事業者に聞いてみないと分からないところはあるのかもしれませんが、少なくとも慎重にならざるを得ないのは間違いないところです。発信者情報の取扱いへの懸念という検討事項が増えているわけですので、そういう意味で、各海外事業者の代理人の方の慎重に対応せざるを得ないといったご意見は現実問題としては否定できないのかなというふうに思います。

2点目として、12 ページ1 ポツのところで、プライバシーや名誉権以外の要素も考えられるかということなのですが、こちらは繰り返しになってしまうかもしれないのですが、匿名表現の自由も含まれる、影響するのではないかと考えています。例えば、特定のアカウントで継続的に活動している方について、発信者情報開示が認められ、おそらく実際に起きた事例として、要は、このアカウントの本名はこんなだったんだみたいな、そういう暴露のされ方をされてしまう。そうすると、今後そのアカウントでは匿名で活動はできなくなるわけですね。これについては、少なくとも現行制度でどこまで対応できているのかということについては疑問があるところです。

3点目としては、同じく12 ページの2について、現行の枠組みを超えた対応が必要かという点があります。この点に関して、資料の9 ページの2 ポツのところで、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときという正当理由の要件について、逐条解説の考え方をご紹介されています。この中で、確かに不当な自力救済等を目的とする濫用のおそれがある場合などは正当理由が認められない旨の説明はありますが、実際の裁判の実務上、実態を申し上げますと、この正当理由の要件は申立人が「損害賠償請求等の予定がある」と一言言えば認められてしまうのが実情で、あまり要件として機能してない実情があります。実際に、濫用っぽい事例で正当理由の部分で争ったことがあるのですが、裁判所の判断としては、でも損害賠償請求すると言っているのかという理由で、結局正当理由ありという判断になってしまいました。実際の実務上、正当理由が否定されるケースというのは、もちろん、既にその発信者との連絡がついていて既に紛争が解決しているみたいな、そういう典型的な場合であれば別ですけれども、いわゆる晒し行為がありそうだし、いしても、そもそもそれをどうやって立証するのかという問題もありますし、このような晒し行為を正当理由の要件で事前に阻止するというのは、現実的に難しいのではないかと考えております。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では清水構成員、お願いします。

【清水構成員】

ありがとうございます。私もとりあえずまず、12 ページから順番に話をしようかと思うのですが、1 つ目のところ、プライバシー権以外だと、匿名表現の自由というのは、北澤先生がおっしゃるとおりかなと思うのですが、他には、平穏生活権や名誉感情というものが考えられるかと思います。

2 つ目の、現行法の枠組みを超えた対応が必要かという点に関しては、先ほど北澤先生が、正当な理由のところではマイナスに扱うことはなかなか難しいのではないかというお話をされておりまして、そこは実務的には私も全く同感であると思っはいるのですが、現実的にはこの辺りをうまく使うしかないのかなと思います。何度も開示請求をしてその度に晒すみたいなことを行っている人は一定程度おりまして、そういうケースであれば、さすがにこれは正当な理由がないと判断してもらふ余地が一応あるのかなと思うので、そういったケースをガイドラインなどで例示し、周知をしていくということが考えられるのかと思っております。

その上で、実際に現行法で対応できるのかという話ですが、名誉毀損に当たる場合はあり得ると思う反面、誰が投稿をしていたのかを公表すること自体は、なかなか名誉毀損に当たるとすることは難しいケースの方が多いと思います。そもそも社会的評価が下がると言えるかどうかという問題があり、仮に言えるとしても、公開したのはこういう公益的な目的があるからであるというような発信をされてしまうと、投稿していたのが真実である以上、違法性阻却事由があるとして、名誉毀損と構成することはかなり難しい。少なくとも、実務的には、損害賠償が認められることや、まして刑事事件として扱ってもらうということは、相当ハードルが高いのかと思います。なので、現行法での規制は、なかなか現実的には難しいことが多いのではないかというのが実務の感覚ということとなります。

また、氏名だけ公表されたというケースも難しいといえます。匿名表現の自由が害されるということはあると思うのですが、何の権利が侵害されているのかというと、なかなか構成が難しく、そもそも不法行為にできるのだろうかというところに疑義があります。特に氏名だけ公表されたというケースは、氏名権という概念もありますけれども、氏名権侵害ということ自体はかなり困難ということになります。そのため、現実的には何かしら対策が必要になっているなという印象を持っております。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では続きまして、今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

ありがとうございます。今村でございます。これまでの先生方の議論で、若干論点的には出ているという気もするのですが、晒し行為に対応する上で検討するポイントとしては、大きく2点あるのかと思っております。まず1点目が、そもそもプロバイダ側で、開示するのかどうかの判断の段階において、何らかの絞りができるのかどうかという話、2点目が、開示された後の情報の使い方の部分である晒し行為に関して、なにか追加的な手当てで抑止ができるのかどうかという点です。1点目の部分に関しては、もう既に北澤

構成員、清水構成員からもご指摘あったかなと思うのですが、そもそも正当な理由の有無みたいなどの判断を、事業者側でするのは非常に難しいのではないかなと思っています。何らかガイドライン等で更に具体化するということはあるのかと思いつつ、具体化されたとして、事業者側にそれを、追加で確認する術があまりないような気がしていて、なにかそこで、変な義務みたいなのが事業者側に生じて、確認みたいなものが生じてしまわないようにしなければならないという点が問題意識としてはあります。

2点目の晒し行為自体をどうしていくのかっていうところでいくと、まさに現行法の民事、刑事で何ができるのかというところをより精査していく必要があると思っています、現行法で捉えられてない部分を、特に更に追加の対応として何を検討するのかっていう話があるのかと思うのですけれども、特に刑事の部分に関していくと、現行法の名誉毀損であったりとか、侮辱みたいところで捉えられる部分もあるのかなと思いつつ、刑法のこれらの規定が親告罪であるという点は若干留意してもいいのかという気がしていて、そうなった時に、情プラ法で何を検討していくのかという点で、個人的な法益だけの話に留めていくと、やはり親告罪の範囲ではないかというような話になるのかもしれないですけど、これまでの議論でも出ているとおり、通信の秘密の制度的な保護みたいなどの、社会的な法益の捉え方の部分をより重視するのであれば、そこを何か別の刑罰を検討する余地自体は、理屈上はあり得るのかなと思っています。というところで、大きく2点、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では続きまして、中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

民事責任の観点から発言させていただきます。当然のことを確認するに過ぎませんが、発信者情報開示請求の手續の過程で取得した情報を SNS 等で公表するという行為は、発信者の法益を侵害するものとして、公表した者の不法行為責任を生じさせる行為です。そのことは、スライド6ページのその⑤の事例のように、第三者が公表した場合でも、変わらないと思います。侵害される法益は、名誉・プライバシー以外にも、平穩生活権であるとか名誉感情がありうるというご指摘もありましたが、それ以外にも、信用や営業利益など、様々なものがあり得ます。いずれにしましても、事務局に挙げていただいたように、情プラ法7条の問題ではありますが、この条文自体は請求権自体を基礎づけるというよりは、民事責任法上の違法性ないし違法であり得ることを確認する規定に過ぎませんので、損害賠償請求であれば民法709条、差止請求であれば差止めの一般理論に基づいて、責任の有無が判断されることになります。付言しますと、発信者情報開示請求の手續の過程で取得した情報を公表する行為は、もちろん正当業務行為に当たるようなものではありませんし、自分に対する法益侵害を除去するのではなくて、その発信者の法益をいわば一方的・復讐的に侵害する行為であって通常は自力救済に当たり得るものでもないため、責任の阻却事由は基本的に認められないのではないかと思います。

もっとも、スライド12ページで「ご議論いただきたい事項」で示されているような問題意識は、今申し上げたような純粋な私益の侵害ではなくて、鎮目構成員あるいは今村構成員のコメントにもありましたけれど、公表行為が発信者情報開示請求制度そのものの信頼性を揺るがしたり、プロバイダに対して悪影響を与えることで制度の安定的な運用を阻害したりするという点、この点を捉えて、厳格なサンクションを課すことが考えられないかということなのだと思います。鎮目構成員が「社会的な法益」とおっしゃっていましたが、こうした社会的な法益が侵害されるという事実を民事責任において直接に反映するということは難しく、例えば、慰謝料のその制裁的なその機能というのが指摘されることがありますけれど、そこで考慮されるのは加害行為の悪質性であって、社会的な法益が害されたかどうかということは、直接には関わってこない。加害行為の悪質性の中で強調するということはあるかもしれませんが、いずれにせよ、直接的な考慮ではないので、民事責任の中で対処をすることは難しく、民事責任以外の対処を検討することになるのではないかと思います。刑事罰等のサンクションの可能性を考えるのであれば、より具体的にどのような不都合があるのかを、より明確にする必要があるのだと思います。その際には、SNSのサービスの利用規約等において、他人の個人情報の書き込みとか公開は厳しく禁止されている、利用規約違反によってアカウントの凍結・投稿削除等のサンクションが科せられることになっていると思いますが、そうした措置がどれだけ効果を持っているのかということも、より厳しいサンクションの必要性を基礎づけるにあたっては重要なことではないかと思います。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。この点なのですが、私は元々、「晒し行為」は、今でも違法になっているという前提だと思うのです。不法行為だと言えるのではないかという前提にもかかわらず、それでも晒し行為が行われるということについて、更に刑事罰等を科すことが本当に実効的なのかということも合わせて考えなくてはならないのではないかと思います。今でも違法なのに行っている人がいる状態で、刑事罰の対象とした場合、単純にその遵法意識が下がるだけという可能性もあるのではないかという点は気になります。そのプロバイダへの悪影響という点に関して、その前に、前から何度か申し上げている、他の晒し行為との差分というのを考える必要があると思っています。例えば、積極的に本人のその個人情報を探しに行って晒すという行為とかも極めて頻繁に行われているわけなので、それと違って、発信者情報開示で得た情報での晒しについてだけ更なる特別な対応を要求するというのであれば、何か別の理由が必要になります。それが先ほどからお話があるような、発信者情報開示制度への信頼というのであれば、そうなのかもしれませんけども、ただ、プロバイダへの悪影響ということについて言えば、結局、開示請求に関しては、ISPは任意では応じない、裁判所の判断がないと応じないとおっしゃ

るわけですが、そのように慎重になる理由が、開示された情報が不適切に使われることを恐れて開示しないのか、それとも、開示判断を自ら行うことによる誤判断のリスクを回避するという一般的なリスク回避なのかは、分けて考えるべきではないか、とも思います。したがって、もしこの制度にだけ何か追加でということであると、やはり通信の秘密に基づかざるを得ないのかとは思いますが、ただその前に、ダメだということをしきんとともに広報してからでないと、仮に刑事罰を付けたところで同じなのではないかという、実効性が気になる次第です。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】

あまり本筋ではないのですが、晒し行為がいけないということや、晒し行為をすることによって誰に迷惑がかかるのかといったことについて、十分に理解せずに晒し行為に及んでいる人も相当あり得るのではないかという問題意識から、注意喚起をしっかりとしていくことは必要だと思っているのですが、具体的な方法として1つに考えられるのが、例えば東京地裁が発信者情報開示申立てについての詳細なサイトを設けられていて、初めて開示命令を申し立てたいという人にとっても、制度の全貌が分かりやすい内容になっていて、素晴らしいサイトだと私は思っているのですが、その中でちゃんと注意喚起をしていただくというのも1つなのではないかなと思っています。たまたま私が見ているのが東京地裁のものではありますが、発信者情報の開示命令事件についての説明、シンプルに説明していただいているので、そこで得た情報というのはどのような目的で使わなければいけないのかといったことについてまで詳しく述べられているものではないのですが、例えばチェックリストというものがExcelシートで細かく説明されていて、使ってはいけない、禁止されているものとしてはどういう使い方があるのかといったことについてもそこでチェックしてもらうということはできるのではないかと思いますし、また、申立書の雛形のようなものも大変よくできていまして、代理人を使う方が多いとは思いますが、本人でご覧になる場合には、そこに書かれている内容というのは十分な注意喚起のツールとして目に留まり得るものなのではないかなというふうにも思っております。それから、本当に本筋ではない意見をずっと続けておりますけれども、その申立ての段階ももちろんそうなんですけれども、申立てが奏功して、開示が受けられた場合、その場合にもですね、そこで開示された情報というのは、本来この制度の目的としてはどういう形で利用されるものであって、晒し行為ができないということなどについて、判断をしてくださる裁判所の方から、何か一言、追記していただくということができれば、それなりの抑止効果があるのではないかと、この制度の運用側、行政側の考え方と、それを実際に判断してくださる司法の側が、協力してできることが何かあるのではないかなというふうに思っております。是非、ご検討いただきたいなというふうに思っております。私からは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では北澤構成員、お願いいたします。

【北澤構成員】

私の方からは、まず先ほど清水先生の方から、現行法でどこまで対応できるかというところで、晒し行為について、名誉毀損という刑事上の責任を問うのは現実的に難しいのではないかという趣旨のご発言をいただいたと理解しております。お話をお伺いして、確かに、最初、鎮目先生にご説明いただいた時、名誉毀損罪で対応する際に、公共性とか公益性で違法だという、そういう前提でのご説明なのかなと理解していたのですが、清水先生がおっしゃったような公益目的の説明がされるなどすると、名誉毀損罪で刑事上の責任を追及するのは難しそうだと思いました。あとはどうしても実務上、どこまで捜査機関が動いてくれることを期待できるのかという問題もありまして、そういう意味で、現行制度で刑事責任を問うことで対応するというのが難しそうだというのがまず1点です。

2点目について、上沼先生からのご説明で、今でもいわゆる晒し行為が違法になっているというのが前提だというご指摘なのですが、私ももちろんそうあるべきだという考えなのですが、まずそれが前提であるとはっきりしているのかというところは、確認をする必要があると思っております。例えば、一部の請求者側の代理人の先生が、メディアなどでのインタビューで、氏名くらいなら公表しても適法とされるケースが多いという趣旨の回答をしています。また、一部の裁判例では、例えば発信者情報の開示の目的外で利用したとしても、そのこと自体が直ちに当時のプロ責法の4条3項違反となって不法行為が成立するものではなく、違法性や権利侵害の有無の判断により考慮されるものと解される、というような、逐条解説の考え方とは温度感が違う裁判例も実際にはある状況です。ですので、これはひょっとすると、周知のところでご検討いただく話にはなるとは思うのですが、発信者情報の目的外利用がそもそも原則として許容されないんだという、そういったことをある程度、例えば法文上明確にするなどにより検討すべきではないか。仮にその刑事責任を設けなくて別の方法を検討するのであれば、そういった方法も考えられるのではないかと思います。以上です。

【曾我部主査】

清水先生お願いします。

【清水構成員】

ありがとうございます。今の点について、開示された情報について、条文上は、直ちに不法行為に当たるという書き方ではないと考えており、そのため、先ほど北澤先生がご紹介いただいている裁判例のような理解が通常なのではないか、と私は思っています。つまり、公開することが直ちに民事上違法であるとなっているわけではないという理解です。ただ、それが適切なのかというのはまた別問題であると考えています。

この場で話すのが適切かどうかというのはあるのですが、そもそもこの晒し行為みたいなものは、「これをしてもせいぜい30万円賠償をすればいいんでしょう」という認識で書

き込む方が一定程度おります。その程度の賠償で済むのであれば、相手に打撃を与えられるのならその方が良いという判断でやられていることが多いわけです。なので、そもそもこの問題は、賠償額の低さというところに1つ理由があると考えています。また、責任追及する上で、現実的には弁護士を使う必要があり、そこでも費用をかけさせることができるということで、あえて嫌がらせのように投稿する方が、一定程度いるので、その指摘をさせていただければと思いました。

また、この件と視点が違うので、どこまで関係するのかという問題はあるのですが、SNSなどに公表するのではなくて、この公開された情報を第三者と共有する場合はどこまで許されるのかという観点も考える必要があるのではないかと考えています。例えば、会社へ中傷をされて、それを特定した際に、同一のSNSアカウントで代表者に対する中傷が行われているというケースを例にすると、会社から損害賠償請求などをすることは、当然許されるわけですが、その会社の代表者が個人として損害賠償請求をするようなケースは、どこまで許されるのかはあまり明らかになってないわけですね。同じようなケースで、これが役員ならどうなのか、従業員ならどうなのか。ほかに例えば、親子ならどうなのか、友人ならどうなのか、どこまで不法行為として認めるのか、もしくは認めないのか、この辺りも検討が本来必要なのではないのでしょうか。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。多様な観点を先生方からお出しいただきましてありがとうございます。お聞きして思ったのは、1つはまさに、不法行為責任あるいは刑事責任でどこまで対応できるのかという問題があり、整理が必要と思いました。ただその上で、晒された者の保護ということで言うと、まず今申し上げた不法行為責任とか刑事責任ですね、その晒された者の保護に関わるような現行民刑事法の規定の精査というのが、あるわけですが、その問題で言うと、上沼構成員がおっしゃったように、その他のプライバシー侵害であったり、名誉権侵害との並びということが、やっぱり問題となってくるので、そこに関して言うと、開示請求で得た情報の晒しだけ特別な規定を設けるということであれば、やはりその開示請求制度の信頼など、別の観点を加味していくという、そういう構成が求められると思った次第です。また、これは上沼先生とか大谷先生からもありましたし、私も冒頭申し上げましたが、やはり周知の話はもう少ししっかり、いずれにしてもやる必要があるのかというふうには思いましたが、事務局の方で、いま全体をお聞きいただいてコメントいただけることがありますでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。皆様コメント、ご意見いただきましてありがとうございました。現時点で個別にコメントとしてお返しするものございませんけれども、いただいた意見も踏まえて、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。また何かありましたら、後でお出しいただいても結構ですの

で、ひとまず次の議題に行きたいと思います。検討課題2に関する論点についてということで、こちらも、まずは事務局の方からお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。それでは資料6－3に従いましてご説明をさせていただきます。発信者情報開示請求への対応の合理化、検討課題2のうち、意見照会に関する部分についての説明となります。

本論点は、資料2ページ記載の検討課題のうちの2つ目に位置づけられているところでございます。3ページ目になりますけれども、意見照会の在り方に関して、ヒアリング等において大きく2つご意見をいただいております。1つ目として意見照会の省略、簡略化に関する部分ですが、こちらについては第3回におけるヒアリングにおいて、発信者への意見照会の完了前に裁判所において発信者情報開示命令が出るようなケースがあるといったこと、あるいは、P2Pの場合は誹謗中傷とは異なって真実相当性を争うことはないのではないか、意見照会を省略することによる不利益は生じないのではないかとといった部分。そして、表現の自由の問題がなく、事件の結論を左右しないP2P案件における意見照会の省略について、検討が必要ではないかといったようなご意見があったところでございました。2つ目についてコンテンツプロバイダによる意見照会の在り方についてでございますが、こちらについては清水構成員から、意見照会は法律で定められているが、少なくとも国外事業者においてはやっていないところが多い。意見照会でどの事件についてこの開示がされているのかということが分かれば、氏名秘匿手続を用いて発信者側に利害関係参加をするという余地もあるけれども、そういった余地が現状なくなっているのではないかとといったコメントをいただいたところでございます。

これらも踏まえまして、4ページ目において検討の論点としまして、3つ目になりますけれども、発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか、具体的にはどのような対応が考えられるかという点を論点としております。

5ページ目で、現行規定として情ブラ法の第6条を記載しております。こちらにおいて、開示関係役務提供者は、当該開示の請求にかかる侵害情報の発信者と連絡することができない場合、その他特別の事情がある場合を除き、当該発信者の意見を聞かなければならないと規定をされているところでございます。

続いて、6ページです。逐条解説におきましては、この第6条第1項の趣旨として、開示関係役務提供者と発信者との間にあらかじめ有償の役務提供契約が存在する場合には、民法上当然に善管注意義務をプロバイダは負っているとされ、開示関係役務提供者と発信者との間に有償の契約関係がない場合であっても、条理上一定の注意義務が生じ、その帰結として、開示請求があった場合には発信者の意見を聴取すべき義務が生じることとなると解されるとされております。こちらについて、発信者情報開示請求を受けた開示関係役務提供者が契約上あるいは条理上当然に負うべき義務について、それを明確化するために規定されたものであるということであると。また、開示関係役務提供者が本項に定める手

続を適切に行わず、そのために発信者におよび損害が生じた場合には不法行為等の責任を追及されることとなると記載をされております。また、特別の事情がある場合について、例えば、第5条第1項又は第2項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むとされており、このような場合には当該開示請求に関する対応において、特に発信者の意見を確認する実質的な必要性がなく、こうした確認をせずとも発信者の権利利益を不当に侵害することにはならないと考えられるため、本項の義務の対象外とするのが相当であると解されると記載をされているところでございます。

続いて、7ページです。こちらは昨年、令和7年11月に、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しうる対策の一環として、総務省において開示請求への対応にあたっての考え方を整理したものでございます。意見照会制度の合理的な運用というところにおいては、例えば意見照会の方法は法令上限定されていないところ、郵送による方法の他、例えば契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛てにメールを送付する方法にすることにもよることも妨げられないといったこと、あるいは利用者の申告内容に誤りがある等利用者側の事由により、意見照会の連絡が到達しなかった場合であっても、アクセスプロバイダにおいて改めて別個の方法による連絡を試みる義務までは負わないと考えられること。また、意見照会の期間についてあらかじめ十分な回答期限を明示して意見照会を行った場合において、当該期間を経過しても回答がない時には意見照会への回答がなかったことを前提として、開示請求への諾否の判断を行うことは妨げられないといったこと、こういったことなどをこちらに記載をしておるという形でございます。

続いて、8ページです。この意見照会の在り方につきまして、構成員の皆様からのご意見をまとめております。意見照会の省略、簡略化につきましては、中原構成員から第4回において、前提として現状の仕組みでどこまで対応が可能かというのを明確にした上で、一定の事案類型において例外を認めるべきだとするならば、なぜ原則からの逸脱が正当化されるのかを明確にすることが必要であるということ。また、意見照会義務は発信者と役務提供者との間の役務提供契約における善管注意義務又は条理上の注意義務の現れであるということについてご説明をいただいております。コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方というところについて、第4回におけるご意見としましては、清水構成員、曾我部主査から、海外のコンテンツプロバイダが意見照会を行っていない例が多く、発信者の意見、背景事情が手続に出てこない問題があるのではないかとということ。上沼構成員から意見照会等でもっとコンテンツプロバイダが対応すべきではないかというご意見がございました。

続いて、9ページです。これらも踏まえまして、ご議論いただきたい事項をそれぞれまとめております。意見照会の省略、簡略化につきましては、1つ目、プロバイダにおいて発信者情報開示請求の要件を満たすことが明白であると判断できる場合についても、法第6条第1項における特別の事情がある場合に該当すると言えるか、発信者に対する意見照

会、意見聴取義務の保護法益との関係をどう考えるか。2つ目、意見照会を省略した場合、発信者に対して何ら通知がないまま審理が進み、発信者情報が開示される場合が生じることについてどう考えるか。3つ目、1の場合において特別の事情がある場合に該当するとプロバイダが判断するにあたり、他にどのような点を考慮する必要があるか。4つ目、その他対応の合理化の観点から、発信者への意見照会方法、期間等についてどのような対応が考えられるか。また、コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方についてでございますが、こちらについては、資料の※印にありますとおり、コンテンツプロバイダは契約に基づく善管注意義務、又は一定の条理上の注意義務を負う立場から、発信者に対して意見照会を負う義務があり、意見照会を適切に行わないことにより発信者に損害が生じた場合には不法行為等の責任が生じるということが前提となりますが、他方で、令和5年に施行した民事訴訟法等の一部を改正する法律により、当事者等が利害関係参加する場合に秘匿の裁判が可能になったことや、発信者に対して何ら通知がないまま審理が進められる可能性があることも踏まえれば、発信者の利益の保護の観点から、コンテンツプロバイダによる意見照会の必要性は高いと考えられるかというふうにしております。こちらの点についてご議論いただければと思います。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。合計5点の論点を挙げていただきましたので、この点中心にご議論いただければと思いますけれども、その前に、本日ご欠席の垣内構成員から事務局宛てに事前にコメントをいただいておりますので、代読を事務局の方をお願いしたいと思います。ではお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。それでは垣内構成員からのご意見を読み上げさせていただきます。意見照会の省略、簡略化については、とりわけP2P事案との関係でアクセスプロバイダの負担が大きくニーズがあることは理解できます。他方で、発信者の側のいわば手続保障という観点からは、意見照会がなければ発信者としては開示請求があることについて知ることができず、防御の機会がおよそ与えられないままに、自己に係る発信者情報を開示されてしまう結果となりかねません。従来、特別の事情として想定されてきた、要件を満たさないことが一見して明白であるような時の場合には、発信者の側に結果として不利益が生じないことが想定されるために、殊更に手続保障を要求する必要はないと言えますが、要件を満たすことが明白であると判断できる場合には、発信者情報が開示されるという点で、発信者に不利益が生じることが想定されることからすると、この場面で意見照会を省略することについては、慎重な検討を要するものと思われます。各種の民事手続を見ても、例えば非訟事件手続法第69条第1項但し書きが、即時抗告を却下すべき場合に、抗告状の写しの他の当事者等への送付を省略できるものとしているように、ある裁判によって不利益を受けない当事者等への手続保障については省略する例が見られますが、敗訴が明白な被告に訴訟継続を知らせずに敗訴させるというように、当該裁判によって不利益を

受ける側の当事者に対して、結論が明白だからといって手続保障を省略して良いという規律は見当たらないように思われます。もちろん、仮差押えや債権の差押えなどのように、密行性が必要な裁判の場合に、事前に手続保障を経ることなく裁判をすることはあり得ますが、その場合には当該裁判に対する不服申立ての機会が事後的に与えられることが前提となります。これに対して、発信者情報開示の場合、一旦情報が開示されてしまえば現状に復することは困難であるため、発信者情報が開示される前の段階での手続保障が重要と考えられます。発信者情報の開示義務を負う主体や、そのための裁判手続の当事者は形式的にはプロバイダであるため、プロバイダに対して攻撃防御の機会が保障されていれば十分だという考え方もあり得ないわけではありませんが、この場合におけるプロバイダには、発信者の利益を代弁する役割が期待されており、意見照会の規定はまさにそうした役割を果たすために必要とされているのだとすれば、その省略については慎重に考えざるを得ない面があるように思われます。もっとも、手続保障の観点から見た意見照会の意義が、主として発信者情報の開示請求がなされていることを発信者に認識させる点にあることからすれば、その機能が確保されることを前提に、意見照会の具体的な方法に関し、一定の簡略化を図ることは許容できるものと考えます。なお、プロバイダと発信者との間の契約に基づいて、一定の場合に意見照会を省略することについては、とりわけ発信者が消費者に該当する場合に消費者契約法 10 条等との関係でかかる条項の有効性が認められるかといった問題を考慮する必要があるものと思われます。垣内構成員からのコメントは以上となります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。包括的なご意見をいただけたかなと思います。ということで、今から、この場での議論に移りたいと思いますので、先ほどと同様ご発言いただける方はチャットにてお知らせください。いかがでしょうか。ではまず北澤先生、お願いいたします。

【北澤構成員】

北澤です。私の方からは、4 点ほどご指摘をさせていただければと思います。まず 1 点目です。今回、事業者サイドからのご要望で、この意見照会の省略、簡略化が検討対象の俎上に上っていると理解しているのですが、まず検討の前提としていただきたいのが、この意見照会の省略、簡略化というのは、あくまでも P2P 事案を対象とするもので、誹謗中傷などの人格権侵害の事案については対象外であることを前提とするという点を明確にしていきたいと思っております。各事業者のご要望については、基本的に P2P 事案についての意見照会の実効性とか費用負担の観点から、省略することも検討すべきではないかというご趣旨かと思います。一方で、人格権侵害の場合については、私としても意見照会は重要であり、省略すべきではないと考えておりますので、あくまでも P2P 事案、広く見たとしても財産権侵害の事案に限って検討をしていただきたいというのがまず 1 点目になります。

2点目として、資料9ページの1ボツのところです。プロバイダにおいて発信者情報開示請求の要件を満たすことが明白であると判断できる場合については、「特別の事情がある場合」に該当すると言えるか、要は意見照会を省略できるかというところですが、まず、各事業者のヒアリングで事業者が求めている内容というのは、おそらくこういうことではなくて、要件を満たすことが明白と判断できない場合、要は裁判で争う場合でも意見照会については省略を検討して欲しいという、そういうものだったかと思います。現状P2P事案について、言ってしまうとビットトレントの事案について、任意開示するという対応が一般的な対応とまではなっていません。これはご承知のとおり、まだ判例の考え方が固まっていないという点と、あとは請求者側の調査ソフトによって、色々IPアドレスとかが特定されているんですけども、そのIPアドレスのデータについて誤りが無い、要は全く無関係の通信が紛れ込んでいないということを、請求者側の主張を信じるというか、いわゆる性善説に立たないと、また、発信者に対する責任リスクの点などから、なかなか任意開示の対応は難しいのではないかと考えております。ですので、要件を満たすことが明白であると判断できる場合に意見照会を省略できるとしても、まずそのように判断できるケースが実際どれだけあるのかという問題があります。あとは、仮に要件を満たすことが明白であるとのプロバイダの判断が誤っていた場合の責任はどうするのかという問題や、意見照会を省略したいので任意開示するというような事態は起こらないという前提でよいのかという、各種問題があるので、その点も含めて検討する必要があると思います。一番懸念しているのは、今回事業者のニーズにそのままマッチしない形で仮に意見照会の省略が認められて、ニーズにマッチしてないのであまり現状の実務上の課題が改善しないという結果になって、一方で、省略が認められることが人格権侵害の場合の意見照会を不当に省略するような事案につながるのではないかという点を一番懸念しております。1点目の指摘はそれを意図しているものなのですけども、その点も含めて、慎重にご検討いただきたいと思います。

3点目なのですが、これはおよそ直感的な指摘で恐縮なのですが、任意開示する場合こそ意見照会をすべきではないのかというような感覚があります。現状の逐条解説の考え方を前提とする限り、意見照会制度というのは善管注意義務とか条理上の義務を前提とするわけですので、発信者情報を裁判所の判断なく事業者の判断で開示をしようとしている時に、発信者と連絡がついて意見照会できる、けれどもしなくてよい、という整理が可能なのかというところは、多分に感覚的な意見なようで恐縮なのですが、引っかかっているところではあります。

最後に4点目として、意見照会の簡略化について、省略ではなく「簡略化」というところなのですけども、先ほど申し上げたように、結局この論点が出てきた経緯というのが、P2P事案の件数増加に伴って、ありていに申し上げれば意見照会にかかる費用が高額化しているわけです。そういった面は否定できないと思います。こういった経緯を踏まえると、その簡略化の内容によるとは思いますが、事業者側の費用負担の軽減、又は合理化に

つながらない簡略化がされたとしても、おそらく関係当事者が誰も望んでいないような見直しになってしまわないかというところは若干懸念しているところでした、この点は注意してご検討いただければと思っております。長くなりましたが恐縮です。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。前提の確認に関わるようなご発言もありましたので、こちら事務局の方で、コメントをいただけますでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。北澤構成員、ご発言をいただきましてありがとうございます。まず、人格権等が想定されるかというところですが、この部分について、この資料において明示的に記載をしてはおりませんけれども、一般的に発信者情報開示の要件を満たすことが明白であると言える事例というのがどこまで想定されるのかというところにもなろうかと思っております。この点について、構成員の皆様からご意見を頂ければと思います。その上で、意見照会の省略、簡略化についての論点ですが、先ほど北澤構成員から任意開示についての言及がございましたけれども、現時点でこの省略、簡略化の論点の記載において、任意開示か裁判手続かというところを明確に切り分けているわけではございませんけれども、区別が必要かということについても、必要に応じて合わせてご議論いただければと思います、基本的には、意見照会を省略することをもって任意開示を促進していくといったことは、先ほど逐条にも解説にもあったとおり、意見照会の性質が善管注意義務又は条理上の注意義務を踏まえての対応であるということを経験に考えれば、直ちに想定されるものではないと考えております。事務局からは以上となります。

【曾我部主査】

ありがとうございます。北澤先生、よろしいですか。

【北澤構成員】

ありがとうございます。今のところの後者の方ですかね。意見照会したくないから任意開示っていうのは、私としても、実際問題として私の身の回りでそのような事例を確認できておらず起こらないものとは思っているのですが、一方で、意見照会の負担が大きい事業者からすると、省略のために任意開示するといったことにつながらないだろうかという、若干不安めいて申し上げたものです。事務局の回答としてはいずれも承知しました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では上沼先生、お願いいたします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。今、北澤構成員がおっしゃっていただいた前提の部分、おそらく、皆さんもおっしゃっていることですよね。総務省さんからのご説明もあったとおり、名誉毀損とかプライバシー権侵害とかは、手続的に反論の余地が十分にあり得るので、むしろそこはしっかりしていただいた方が良くて、だからこそコンテンツプロバイダがきちんとやってくださいと言っております。画面上で見えるのだからということです。問題は

P2P 事案でして、P2P 事案の場合、ほぼ権利侵害のところというのは固まっています、あとは誤爆の可能性だけだと思うのですが、ただ誤爆の可能性についても、意見照会をすることにどのくらい意味があるかという話でして、現状ほぼ意見照会が意味をなしていないと思われます。むしろ、P2P 事案で大量の意見照会が行われることで、人格権侵害の意見照会の方が圧迫されているみたいな話もあると聞いております。だとすると意見照会が実質的に意味のある人格権侵害事案において丁寧に意見照会が行わないという状態が生じているわけで本末転倒ではないかと思うわけです。あまりその意味のない形で、お金と費用をかけていただくのはどうなのかなと思っていたりするので、そこが省略できる形があってもいいのではないかと思います。もし、省略が危ないと思うのであれば意見照会していただければよいかと思います。実際にその P2P 事案でも、任意開示では不安だから裁判所の判断がないと開示しませんとおっしゃっている事業者さんがほとんどなので、もうそこから先はご判断だと思うのですが、少なくとももしなくてもいいという前提はあってもいいのではないかと思います。垣内先生からいただいた手続保障という観点は、確かに重要ではあると思うのですが、ただ、開示されましたとか、開示されますよということを知られることによる手続保障っていうのが何なのだろうという話でして、元々は開示される可能性があるから反論があるのであれば反論してくださいねっていう形での手続保障だと思います。ただ、それが P2P 事案では、實際上、あまり機能しないか、機能することが考えにくいものとなっているので、意見照会に応じても応じなくても開示命令に至るのであれば、現行の P2P 事案における意見照会は、匿名性喪失を防ぐための手続的保障として実質的に機能していません。ですので、そこをあんまり考えるよりは、實際上、発信者情報開示の後に直接の請求というのが控えているので、そこで反論するというのもいいのかなというふうに思ったりしています。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では清水構成員、お願いします。

【清水構成員】

ありがとうございます。上沼先生の補足的な話に多分なってしまうと思うのですが、私の経験上の話です。筑波大学の公開 VPN 中継サーバープロジェクトというものがあるのですが、それに参加している学生さんから、P2P が使われたとして開示請求をされているという相談があった事案があります。本人が P2P を使ったというわけではなくて、VPN に提供していたサーバーが使われて、自分の情報が、開示請求されてどうしようというような、そういう相談でした。意見照会の時点で相談があった件だったと記憶しているのですが、そのケースは、VPN のプロジェクトに参加していて、そのログもあるということで、それらの証拠を示して、最終的に開示請求が止まったようです。そういう事例があるので、意見照会が全く無意味かっていうと、そういうわけでもないということはあるのだろうと思います。

一方で、仮にその開示請求がそのまま続いていたとして、条文的にはその他侵害情報の

送信に係る者に当たり、最終的には開示されてしまうという結論になるんだろう、とも思うわけです。そうすると、その意見照会をすることについての意味はどれぐらいあるのか、私としても、疑問なしとはしないと考えます。それであれば、名誉毀損などの人格権侵害の意見照会に注力していただきたいなと思うところです。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では中原先生、お願いいたします。

【中原構成員】

「ご議論いただきたい事項」には、一方で、意見の省略・簡略化の方向性が、他方で、むしろ意見照会を厳格に要求する方向性が取り上げられていて、バランスの取り方は難しい問題であることがわかりますが、いずれにせよ、その意見照会の趣旨、目的との関係で考える必要があるのだと思います。

2つのうち後者、つまり「コンテンツプロバイダによる意見照会の在り方」に関しては、情プラ法第6条第1項で意見照会が義務付けられているので、本来、それを遵守しなければならない、それに尽きるはずですが、スライド6ページで引用していただいた逐条解説にあるように、これは「民事上の義務であって行政罰等によって担保されているものではない」、そして、意見照会をしなかったとしても、現状、プロバイダが発信者から責任を追及されることが實際上少ない、あったとしても抑止力が低いということなのではないかと思います。目に見える不都合がなければよいのではないかとも思う反面、本来、発信者への意見聴取というのは、開示関係役務提供者の基本的な義務である、現行法では民事的な規制に留められているに過ぎないと考えれば、スライド3ページに挙げられている清水構成員のご意見がいうように、意見照会の懈怠に対する民事以外のサンクションの導入であるとか、あるいは、一般に意見照会をする体制を取っているということの公表などの義務を課すとか、そうしたことを検討すべきなのではないかと思う。

意見照会の省略・簡略化の方についてですけど、スライドの8ページで挙げていただいた、第4回会合における私の意見との関係で言いますと、まず試みられるべきは省略よりも簡略化なのだと思いますけれども、實際上、メールアドレスを把握してない等の事情によって簡略化が難しいケースもあり、また、その利用者の利益を重く見る真面目な事業者からすれば、そもそも意見照会が必要であるか否かをはっきりして欲しいと考える、そしてそれ自体は、正当な要望であることからすれば、省略の方向性も真剣に考える必要があるのだと思います。その観点から理屈を立ててみますと、まず、①発信者への意見照会ないし意見聴取は、開示関係役務提供者の発信者に対する私法上の義務として位置付けられていることに端的に表れているように、発信者の利益を保護するための制度である。ただ、②開示関係役務提供者に裁量がないわけではなくて、当該利益の保護が適切になされているか否かは、あくまで善管注意義務ないし条理上の注意義務を果たしていると言えるかどうかによって判断される。③そうした観点からは、そもそも発信者の利益が正当なものであることが、これらの義務を開示関係役務提供者に課す前提となるはずである。④こ

のように発信者の利益の正当性という視点を入れるとするならば、「ご議論いただきたい事項」の1にあるように、発信者情報開示請求の要件を満たすことが明白であると判断できる場合も「特別の事情がある場合」に当たるということができるかもしれません。ただ、この利益の「正当性」という概念は、立ててはみたものの相当に曖昧で、かなり恣意的に使われるおそれがある、少なくとも、現在の情プラ法第6条第1項の標準的な理解とは相性がいいわけではないと思います。すなわち、スライド6ページで引用された逐条解説にあるように、現状、この「特別の事情がある場合」の解釈例として示されているのは、垣内構成員からのご意見にもあったように、開示によって発信者が不利益を受けない場面であると思います。また、「特別の事情」の前に定められている「発信者と連絡することができない場合」というのも、物理的に意見照会をすることができない事情がある場合を想定していて、北澤構成員のご指摘にもあったように、連絡できるのにしないことは想定されていないのではないかと思います。意見照会を省略する方向での解釈を示す場合には、解釈の大幅な変更となるように思いますので、相当に慎重に検討する必要があるかと思います。あと、仮に省略を認めるとしても、現行の情プラ法第6条第2項では、意見照会がされたことを前提に、開示命令を受けた場合の発信者への通知義務が定められていますけれども、意見照会がされなかった場合に発信者が何ら通知を受けないというのは明白にアンバランスだと思われますので、合わせて何らかのタイミングで発信者に通知を義務づけることが必要なのではないかと思います。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。では北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】

北澤です。意見照会の省略、簡略化と、先ほどの海外プロバイダの意見照会の在り方について、3点ほど補足でご指摘をさせていただきます。

まず、意見照会の省略、簡略化ですけれども、P2P事案で意見照会する意味がどこまであるのかという問題について、日頃、特にビットトレントの事案を行っていると、確かにそのような側面があります。先ほど清水先生からご紹介いただいたケースは大変興味深く、どこかで、可能な範囲でご教示いただければなと思っていますのですが、意見照会対応は、ログの件数が非常に多く、割と同意の回答もあつたりするので、同意と不同意の回答の管理、個別の問い合わせ対応などの負担があります。しかも回答も五月雨式に返ってくるので、手続が継続していると、都度その回答の扱いについて検討することになるわけですが。同意があつて開示する際の判断にあたっては、例えば発信者間違いとかログの間違いがないかのように、プロバイダ側もかなり気を使って、裁判所に報告しているという実情があります。このような状況ですので、実効性の関係で意見照会をしてもその効果の期待が乏しいので省略して欲しいという、事業者さんのニーズというのは非常によく分かります。一方で、実効性を欠くから手続保障を省略してよいというもの、これは線引きを間違えると非常に危うい整理なのではないかと思っています、手続保障の有無を検討

する際に、保障する実効性というものをどこまで考慮していいのか。要は、あなたは手続やっても意味ないから手続への関与を保障しませんって、いきなり言われるような形になるわけです。手続を踏むこと自体に実は手続保障の意味があるのではないかという思いもあります。おそらく垣内先生のご意見で、結論が明白だからといって手続保障を省略して良いという規律は見当たらないというのも、多分そういうこともあるのではないかと、勝手に読み取っていたのですけれども、いずれにしても、P2P 事案の件数が適正な範囲にとどまるのであれば、おそらく現状の事業者側の意見照会の問題もある程度落ち着くのではないかというふうに思うのですけれども、手続保障のバランスについては、注意して判断した方がよいのではないかと思います。

次に２点目ですが、CP（コンテンツプロバイダ）の意見照会の関係なのですけれども、上沼先生のおっしゃった、CP がしっかり意見照会すべきだ、という点については全く同意見です。その点に関し意見照会の実情をご紹介しますと、CP の意見照会というのは、基本的にメールベースで意見照会をするので、回答率が非常に低いです。メールに気づいてもらえないという問題があります。一方で、AP（アクセスプロバイダ）の意見照会というのは、郵送ベースで行うので、回答率が高いわけですね。また、CP と AP の立場の違いについては、発信者情報開示請求に対して争うインセンティブがあり、争うべき立場にあるのは CP である。これに対し、AP というのは、どうしても巻き込まれている感が強いというか、CP に比べると、その対応すべきインセンティブは弱い立場にあるということがあります。その意味で両者は入れ違いになってるんですね。CP からすると反論材料が欲しいけど、自分には届かずに、AP に届いてしまう。AP は争うインセンティブは低く手続負担したくないけど、反論材料となる有力な回答が返ってきやすいというところがあります。それで、今の制度だと併合されるとは限らないので、CP にとっては AP に返ってきた意見照会結果を自分の手続に反映もできないという問題があります。このように、CP には意見照会結果が返ってこないけれども、AP には回答が返ってくるというケースがあって、その辺の対応について苦慮することがあるのですけれども、まず実務上の意見照会の実情としてご紹介します。

３点目として、海外プロバイダが意見照会をしていないという問題についてです。基本的に、まず逐条解説の意見照会に関する解説なのですが、プロバイダが発信者に対して何をする必要があるのか、また、何をしないでいいのかがはっきりしないのが実情だと思います。逐条解説の 129 ページの考え方ををご紹介しますと、プロバイダが善管注意義務を負う場合には、開示関係役務提供者（プロバイダ）としては、発信者の権利侵害が起こらないようにあらゆる手段を尽くすことが求められているのであって、その内容の１つとして発信者の意見聴取も含まれるが、とるべき手段としてはそれに限られるわけではないという考え方が紹介されております。意見照会対応で、発信者に対してどこまで対応すればよいのかということは、実務上よく問題になるのですけれども、この逐条解説の考え方からすると、対応すべき範囲はそれなりに広いものがある、広く考えざるを得ないという状

況があると。現状、私としても、海外プロバイダで意見照会をしてない例があるというのは問題だと思っていて、意見照会が義務であることに変わりはないわけです。ただ、現実的に考えた場合に、例えば、もし私がその海外プロバイダの日本法人の担当で、海外本社の管理部門を説得しようという時に、本社の方から、じゃあ具体的に何をすればいいの、何が義務なのだと聞かれた場合に、どのように説明するか。もちろん意見照会を送るのは当然義務ですけど、それ以外にも色々あるのだという話になった時に、先ほどの逐条解説の内容を説明しても、その内容は抽象的といわざるを得ず、なかなか理解してもらえないのではないかとというようなところを危惧しておりまして、多分、日本の担当者の方はそういうご苦労もされているのではないかと推察されるところではあります。ですので、具体的に発信者に対してプロバイダはどこまで対応すればよいのかというのがはっきりしないと、なかなか抜本的な解決につながらないのではないかと。例えばですけれども、意見照会対応について、実務者勉強会などで各社の情報を集約の上 Q&A のような形で整理してもらえると、現場は大変助かると思います。そういう意味でルールが明確になれば、今意見照会をしていない事業者が実行してくれることにつながることは期待できないのかなと思っておりますので、論点と若干離れるかもしれないのですが、そういったものを例えば実務者勉強会などで各社の情報を集約の上ある程度整理の上、先ほどの Q&A のような形で説明するとかということも、ご検討いただければと思っています。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今、現行の解釈あるいは解説の確認的なところもありましたので、もし事務局の方で、補足いただけることがあれば、一旦事務局の方からお願いできますでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。北澤構成員、コメントいただきましてありがとうございました。善管注意義務の内容として何が想定されているのかが明確化されていくべきではないかといったご指摘がございました。こちらについて、第6条の義務が善管注意義務や条理上の注意義務に基づくものであるという性質上、どこまでがその義務の内容であるのかということを一義的に総務省において明確化するということは、なかなか難しい部分はあるかもしれませんが、ご指摘は、この法律の条文に基づいて何を具体的にやるべきかが分かりにくいという問題意識であると承知しております。その点については、このワーキンググループにおいても、いただいたコメントとして、具体的にどのような対応をとるのか議論していければと思いますし、実際に、事業者の皆様の対応状況等についても、先ほどご言及いただきました実務者勉強会等の場も含め、引き続き意見交換していければと思っています。取り急ぎ以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。大谷でございます。これまでの議論を聞いて、いずれももっともだというふうに感じておりました。ただ、私の方で AP さんが非常に大変だという話を、非常に同情心を持って聞いたわけなのですが、その時に、本当のニーズというか十分に確認しきれていなかったなという反省がございます。と言いますのが、意見照会を省略したいということだったのですが、意見照会ではなく、発信者に対して、その反論や防御の機会を与えるという意味で、通知をするということ、それだけであればご負担がないというふうに考えているのか。つまり、意見を聞くというスタイルではなく、そういった開示請求が生じていますよというふうに、通知することだけであれば、それはやって差し支えないというふうに思っているのかどうかについては、ちょっと確認する必要があるなと思っております。

もし事務局の方で何か情報がありましたら、その点については教えていただきたいと思っております。そうしますと、ご議論いただきたい事項の 9 ページのところで述べていただいている、発信者に対して何ら通知がないまま審理が進むということは、通知を行うことによって、対応が可能となりますし、もちろんそれは法改正が必要だということになりますが、通知をすることによって反論防御の機会が付与されるということになるわけだとは思っていますが。実質的にそれを担保するためにも、また、より AP のご負担を軽くするために、例えばあらかじめ契約などで、P2P 事案の場合には、任意開示に応じてほしいというような要望がある時だけご連絡くださいというような、契約条件の取り決めにしておいた場合に、その消費者保護という観点で、垣内構成員からご意見いただいていたのですが、それとの関係で、それが正当化され得るのかどうかといったことについても、確認をしておく必要があるのではないかと感じております。それから CP に対して、意見照会を頑張れという気持ちは全く変わっておりませんので、いくつかご意見をいただいたところですけども、制度の趣旨を十分にこれからも説明していく必要があるというふうに認識しております。私からは以上でございます

【曾我部主査】

ありがとうございます。こちら事務局への確認というのがありましたので、通知だけで十分と言えるのかどうかということ、それから、契約によって省略するということがあり得るのかといった辺りも含めて、事務局の方で何かありましたらお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。大谷先生、コメントをいただきましてありがとうございました。今いただいたコメントのうち、発信者に対して反論や防御の機会を与えるための通知を行うというだけであれば、アクセスプロバイダ側において負担がないのかといった点について、事務局の方で直ちにお示しできるものはございません。なお、意見照会におきましては、基本的には発信者に対して、意見照会が行われている旨の通知に加え、もしその時に意見がある場合にはそれもいただきたいということを合わせて通知していると理解しております。アクセスプロバイダからは、このプロセス全般に対して、金銭的、手続的、また

人的な負担が生じているということでご意見をいただいていたと理解しておりますが、反論・防御の機会を与えるために通知を行うというところだけでも、一定の負担はあるのかかもしれません。この点について、もし実態を分かっている方、例えば、北澤先生の方でももしこの点感触がおありでしたら、コメント等いただけると大変幸いです。その上で、事務局の方でも検討していきたいと考えております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。ご指名ですので、北澤先生、もし何かコメントいただけるようであればお願いします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。私も、結論から申し上げますと、実際事業者に聞いてみないと何ともいえないというところはあるのですが、温度感としては、ご指摘あったように、実際の郵送費、人件費です。これらが件数も重なって、それなりの金額になっているということなので、例えば、意見照会について、現在は、同意するかどうかとその理由を返信用封筒等も合わせて送っておりますけど、通知だけだったら、郵便物の量が減りますので、それで若干軽減する可能性はあるのか、実際1通あたりいくらかかっているかまでは把握していないので、そこは是非、事業者に対して念のため確認をしていただければと思います。

あと発言の機会を頂いたので一言発言させていただきますと、先ほど、契約による解決というのも考えられるのではないかとご提案があった件なのですが、利用規約で書けば意見照会を省略できるとなると、多分全事業者がそうしてしまうのではないかと思います。そうすると、先ほどの人格権侵害事案も含めて全部の案件で意見照会しない事業者ばかりになり意見照会制度の死文化のようなことが起こらないか恐れています。そのあたりの問題をふまえ、人格権侵害の場合はどう分けるのか、あるいは、消費者契約法等の規定等に対応するのかという問題もあるかと思いますが、そういう意味で利用規約等による意見照会の省略については慎重にご議論いただければと思っております。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。私も、利用規約で意見を省略できるというのは、かなり難しいような気は直観的にはしております。その他、ご発言ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。私も伺っていて、確かに、意見照会の省略についてはニーズが高いということはおく分かったのですが、これを垣内先生のコメントにもありましたとおり、理屈立ててどう説明するかというところで、かなりハードルがあるような気はしました。他方で、今北澤先生からもありましたけども、プロバイダの負担がコスト的なものであれば、例えば、今般、別途議論されている手数料を徴収するという話がありますので、そこで軽減されるところですね、そういう部分もあるやなしやというところで、他の項目とも関連させながら検討していく必要もあるのかなと。それから、すでに総務省の通知でもありますけれども、郵送ではなくてメールでも良いというふうになってい

るということで、その効果のほどとかですね、そういったものも見ていく必要があって、今この項目に限らず、もう少し全体的に見ていく必要もあるかなというふうに、感想として感じた次第ですが、その他、ご発言、よろしいですか。

【上沼構成員】

1 個だけ追加でお願いしたいです。上沼です。意見照会の手続的な保障の観点で言うと、だから元々意見照会が何のためにされているのかっていうところとの関係だとは思いますが。むしろ現状ですと、P2P 事案に限らず意見照会の時に事件番号を教えてもらえてないのですね。なので、記録の閲覧もできませんという、意見照会を受けた発信者としては何もできない状態で、一生懸命、意見照会を書いても何の意味もない状態になっているのであれば、むしろきちんと事件番号を通知していただいて、関与したい発信者がきちんと関与できる仕組みにさせていただいた方が、現状、実質的な手続的な保障の意味を失っている意見照会よりも、実効性のある手続的な保障にはなるんじゃないかなと思うので、その点だけコメントしておきます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。これ、下の意見照会の在り方についてというところとも関わるのかなと思ひまして、ご指摘ありがとうございます。その他いいですかね。では、この議題は以上ということで、議事の 3 ですね。全体を通じて何かお気づき、ご意見をいただくことがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。そうしましたら、本日の議事は以上とさせていただきますが、更にコメント、ご意見おありありましたら、後ほどですね、事務局にメール等でも受け付けることにしたいと思いますので、事務局までメールでお願いできればと思います。ということで、渋谷さんはいらっしゃるのですか。

では、渋谷大臣官房総括審議官がおいでですので、一言ご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

【渋谷総括審議官】

この夏の人事異動で、情報プラットフォーム対処法を担当します総括審議官になりました渋谷と申します。冒頭遅れて参加をしたため、ご挨拶が最後になって恐縮です。曾我部主査を始め、構成員、オブザーバーの皆様におかれましては、本日はご多忙の中、またこのような状況の中、ご参加、また熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。発信者情報開示制度を巡っては、令和 3 年改正で簡易迅速な非訟手続が創設されたことにより、審理の迅速化が一定程度進んだと認識しております。しかし、令和 3 年改正後も違法有害情報相談センターへの令和 7 年度の相談件数が 6,715 件と高止まり傾向にある他、令和 5 年から令和 7 年の間で年間の非訟手続の申立て件数が約 2.5 倍に増加するなどしておりまして、制度の更なる実効性向上に向けた見直しの必要があるものと考えております。こうした中で、本ワーキンググループは、本年 6 月の立ち上げ以降、精力的に議論を重ねていただきまして、7 月 25 日に開催した親会ですね、デジタル空間における情報

流通の諸課題への対処に関する検討会との合同会合におきまして、今後の検討にあたっての方向性として論点整理の取りまとめに至ったというふうに承知をしております。本日を含め、構成員の皆様方のこれまでのご議論に改めて感謝を申し上げます。引き続き本ワーキンググループにおいて、構成員の皆様方には発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済の実現に向けて、忌憚のないご意見をいただきながら、今後も精力的にご議論いただければと思います。事務局といたしましても、皆様方のご議論をしっかりサポートしてまいりたいと考えております。本日はありがとうございました。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では最後に事務局から、連絡事項お願いいたします。

【大内補佐】

事務局でございます。次回会合につきましては、9月14日、10時からの開催を予定しております。また、主査からご案内もありましたとおり、メール等によるご意見の受付についても別途ご連絡をさせていただきます。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございました。また次回は1週間後ということで、先生方に大変ご負担をおかけしますが、本日は以上を持ちまして終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【以上】